

燕市市民教養講座規約

(目的)

第1条 この規約は、燕市市民教養講座（以下「本講座」という。）の申込及び運営を行うために必要な事項を定めるものとします。

(規約の同意)

第2条 本講座の申込を行うためには、燕市市民教養講座規約（以下「本規約」という。）に同意していただくことが必要です。

2 本講座の申込をされた人は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本講座を受講いただくことはできません。

(申込受付の対象・期間・場所)

第3条 本講座の申込ができる人は「燕市市民教養講座募集要項」（以下「本要項」という。）に記載の燕市在住・在勤の人（18歳以上）に限ります。期間や場所については本要項に記載してあります。

(受講者の決定)

第4条 本講座の受講可否の通知については、申込をされた全員にハガキでお知らせいたします。

(申込書の取扱い)

第5条 申込書については、本要項の下記に記載の通り、個人情報の一部を名簿にし、講師にお渡しいたします。

2 個人情報については、「燕市個人情報保護条例」に基づき、その管理に十分な注意を払います。

(入会金と年間見込み材料費の支払い)

第6条 入会金は各講座の開講日に納めていただきます。一度納入された入会金は、原則返金できません。

2 本要項に記載の通り、材料費が不足した際には随時徴収させていただきます。

(講座日時等の変更)

第7条 本要項に記載の通り、講座の日時等が変更になる場合があります。

(開講について)

第8条 本要項に記載の通り、講座の募集定員が最低催行人数に満たない場合は、講座を開講しません。その際はハガキでお知らせいたします。

(市民教養講座フェスティバルについて)

第9条 毎年3月初旬に本講座受講生の作品発表や講座紹介の場として市民教養講座フェスティバルを総合文化センターで行います。参加や協力をお願いしますので、ご了承ください。

(講座代表者会議の出席について)

第10条 講座の代表者は事務局からの要請があった場合、代表者会議の出席をお願いします。

(免責事項)

第11条 市は、受講生が本講座を受講したことにより発生した受講生の損害および受講生が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第12条 市は、必要があると認められるときは、受講生に事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 市は、本規約を変更した場合は、燕市ホームページに変更後の規約を掲載することとします。

3 受講生は、受講の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に受講した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

平成24年2月20日 施行

平成26年2月15日 一部改定

平成28年2月15日 一部改定

平成29年2月15日 一部改定

平成30年2月15日 一部改定